

建設工事の発注者のみなさまへ

建設業は皆様のパートナー産業です

建設業の働き方改革の推進にご理解とご協力を！

建設業は、住宅、オフィスビル、店舗、工場などの建築や学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、地域社会と共生し、地域経済と雇用を支える役割を担っています。

また、近年、頻発化している地震や記録的な豪雨、台風など激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であり、人々の生活基盤を支える、**不可欠な基幹産業**です。

建設業就業者の長時間労働を削減するためには、建設業者の取組だけではなく、**建設工事発注者のご理解とご協力**が必要です。

建設工事の発注者の皆さまにおかれましては、本リーフレットの趣旨をご理解いただき、**適正な工期設定での工事発注**をお願いします。

2024(令和6)年4月1日から

建設業も時間外労働の上限規制が適用されました

2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

著しく短い工期の請負契約は**禁止**されています

- 建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。
- 建設業法第19条の6第2項において、「建設業者と請負契約（請負代金額が500万円（建築一式工事は1,500万円）以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。」ことが規定されています。
- 時間外労働の上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、**発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断**されます。
- **長時間労働を前提とした短い工期での工事は**、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、**事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれ**もあります。また、**建設業法違反で勧告等**される場合があります。

詳しくは裏面をご確認下さい

◇工期に関する基準

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、**建設工事において適正な工期を確保するための基準**

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html



◇発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、**発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るためのガイドライン**

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001765312.pdf>

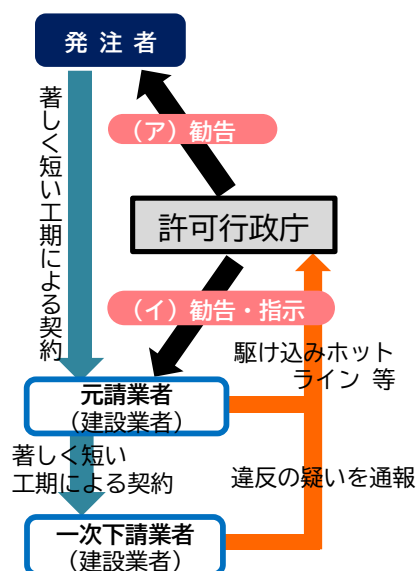


著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

【建設業法第19条の5違反となるおそれがある行為事例】

- ① 発注者が早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に当該建設工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合
- ② 受注予定者が、発注者から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合
- ③ 受注者の責めに帰さない理由により、当初の請負契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期」とする請負契約を締結した場合、発注者に対し、国土交通大臣又は県知事は必要な勧告を行うことがあります（勧告に従わない場合は公表されることがあります）

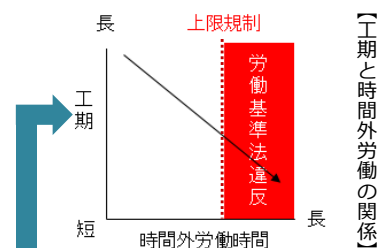


(ア) 国土交通大臣又は県知事は著しく短い工期で契約を締結した**発注者に対して、勧告**を行うことができ、**従わない場合はその旨を公表**することができる。
※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣又は県知事は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や第28条を根拠とする**指示処分**を行う。
※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

- 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく「**工期に関する基準**」（令和2年7月 中央建設業審議会作成、勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。



「工期が短い」と「時間外労働が長く」なり、上限を超える時間外労働が発生し、労働基準法違反を招くおそれがある



国土交通省

北陸地方整備局

建政部

2025.4